

○金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程

平成13年3月30日

公営企業管理規程第3号

改正 平成16年12月27日公営企規程第19号

[金沢市公営企業管理規程で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程第1条第6号
による改正]

平成23年6月30日公営企規程第9号

令和元年9月30日公営企規程第7号

[金沢市指定給水装置工事業者規程及び金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正す
る規程第2条による改正]

令和2年12月28日公営企規程第8号

[金沢市公営企業管理規程で定める様式における押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程第7条による
改正]

(趣旨)

第1条 この規程は、金沢市公共下水道条例（昭和43年条例第25号。以下「条例」という。）第7条に規定する排水設備工事業者（以下「指定工事業者」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において「排水設備」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項に規定する排水設備をいう。

2 この規程において「責任技術者」とは、石川県下水道協会会長（以下「会長」という。）が、排水設備の新設、増設又は改築の工事（以下「排水設備工事」という。）の設計、施行及び監督に関する技術を有する者と認定し、責任技術者資格者名簿に登録した者をいう。

(平23公営企規程9・一部改正)

(指定工事業者の要件)

第3条 指定工事業者は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

- (1) 専属の責任技術者を1人以上有していること。
- (2) 石川県内に営業所を有していること。
- (3) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材（以下「設備器材」という。）を有していること。
- (4) 指定工事業者の指定を取り消された者については、当該指定を取り消された日から2年以上経過していること。

(指定の申請)

第4条 指定工事業者の指定を受けようとする者は、下水道排水設備工事業者指定申請書（様式第1号。以下「指定申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、公営企業管理者（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 専属の責任技術者の名簿及び雇用関係を証する書類
- (2) 専属の責任技術者の責任技術者証（会長が責任技術者としての資格を有することを証するために発行したものをいう。）の写し
- (3) 営業所の所在地を示す図書
- (4) 設備器材の保有状況を記載した書類
- (5) その他管理者が必要があると認める書類

(平23公営企規程9・一部改正)

(指定工事業者の指定)

第5条 管理者は、前条の規定により申請した者（以下「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を備えていると認めるときは、当該申請者を指定工事業者として指定する。

2 管理者は、前項の指定をしたときは、指定工事業者に対し、下水道排水設備工事業者指定証（様式第2号。以下「指定証」という。）を交付する。

(令元公営企規程7・一部改正)

(指定の更新の申請)

第6条 指定工事業者は、条例第7条第2項に規定する指定の更新を受けようとするときは、管理者の指定する日までに、指定申請書に第4条各号に掲げる書類を添えて、管理者に申請しなければならない。

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程

2 前条の規定は、前項の指定の更新の申請があった場合について準用する。

(令元公営企規程7・一部改正)

(指定工事業者の遵守事項)

第7条 指定工事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 排水設備工事に関する法令、条例及び企業管理規程（以下「法令等」という。）を遵守するほか、管理者の指示に従うこと。
- (2) 指定工事業者の名義を他の業者に貸与しないこと。
- (3) 災害等の緊急時において、排水設備の復旧に関して管理者から協力の要請があった場合は、これに協力すること。

(工事記録簿の備付け)

第8条 指定工事業者は、その施行した排水設備工事ごとに次に掲げる事項を記録した帳簿を作成し、その営業所に備え、その作成の日から3年間保存しなければならない。

- (1) 施主の氏名又は名称
- (2) 施行の場所
- (3) 計画確認申請日
- (4) 浄化槽又はくみ取り便所の最終清掃日
- (5) 施行着手日
- (6) 施行完了日
- (7) 責任技術者の氏名
- (8) 排水設備工事設計図

(届出義務)

第9条 指定工事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

- (1) 指定工事業者としての営業を廃止し、休止し、又は再開しようとするとき。
- (2) 商号又は組織を変更したとき。
- (3) 代表者に異動があったとき。
- (4) 営業所を移転したとき。
- (5) 専属の責任技術者に異動があったとき。

(指定の取消し等)

第10条 管理者は、指定工事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該指定工事業者の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内で期間を定めて、当該指定の効力を停止することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件を欠くことになったと認められるとき。
- (2) 法令等に違反する行為があったと認められるとき。
- (3) 指定工事業者として不当な行為があったと認められるとき。
- (4) 指定工事業者としての営業を廃止する旨の届出があったとき。

2 本市は、指定工事業者がその指定を取り消され、又はその指定の効力を停止されたため損害が生じて、その責めを負わない。

3 第1項の規定により指定を取り消された者は、速やかに指定証を管理者に返納しなければならない。

(公告)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を公告するものとする。

- (1) 指定工事業者を新たに指定したとき。
- (2) 指定工事業者の指定を取り消し、又はその指定の効力を停止したとき。
- (3) 指定工事業者の指定の更新をしなかったとき。

(令元公営企規程7・一部改正)

(責任技術者の遵守事項)

第12条 責任技術者は、法令等を遵守して、当該排水設備工事に関する設計、施行及び監督を行わなければならない。

(報告又は資料の提出)

第13条 管理者は、指定工事業者が施行した排水設備工事に関し、当該指定工事業者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。

金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に金沢市公共下水道条例施行規則等を廃止する規則（平成13年規則第70号）による廃止前の金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規則（以下「廃止前の規則」という。）の規定によりされた手続その他の行為は、この規程の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の規則の規定により指定されている指定工事業者は、この規程の相当規定により指定されたものとみなす。
- 4 施行日前に交付された廃止前の規則の規定による下水道排水設備工事業者指定証は、この規程の規定にかかわらず、なお効力を有する。
- 5 平成23年7月1日から平成28年3月31日までの間、第4条又は第6条の規定による申請をする者に係る第4条第2号の規定の適用については、同号中「もの」とあるのは、「もの又は社団法人日本下水道協会石川県支部長が排水設備工事の設計、施行及び監督に関する技術を有する者と認定し、責任技術者資格者名簿に登録した者としての資格を有することを証するために発行したもの」とする。

(平23公営企規程9・追加)

附 則（平成16年12月27日公営企規程第19号、金沢市公営企業管理規程で定める様式における敬称の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程第1条第6号による改正）

- 1 この規程は、平成17年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、この規程による改正後の書式による用紙に相当する用紙を使用してした申請その他の行為は、この規程による改正前の書式による用紙を使用してしたものとみなす。
- 3 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 4 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙で、公営企業管理者が特に必要があると認めるものは、前項の規定にかかわらず、平成17年3月31日まで使用することができる。

附 則（平成23年6月30日公営企規程第9号）

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日公営企規程第7号、金沢市指定給水装置工事業者規程及び金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の一部を改正する規程第2条による改正）

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年12月28日公営企規程第8号、金沢市公営企業管理規程で定める様式における押印の見直しに伴う関係規程の整理に関する規程第7条による改正）

- 1 この規程は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際現に存するこの規程による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

様式第1号(第4条、第6条関係)

下水道排水設備工事業者指定申請書

年 月 日

(宛先) 金沢市公営企業管理者

申請者 住 所

商 号

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の所
在地、名称及び代表者の氏名)

下水道排水設備工事業者の指定を受けたいので、金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程第4条又は第6条第1項の規定により申請します。

指 定 の 区 分	
商 号 又 は 法 人 名	
氏 名 (法人にあつては、 代表者の氏名)	
石川県内における 営業所の所在地	
設 立 年 月 日	
申請者が有する責 任技術者の氏名及 び 登 録 番 号	

様式第2号(第5条、第10条関係)

下水道排水設備工事業者指定証

- 1 指定番号 第 号
- 2 指定期間 年 月 日から
年 月 日まで
- 3 商号又は法人名
- 4 氏名(法人にあつては、代表者の氏名)
- 5 住所(法人にあつては、主たる事務所の所在地)
- 6 石川県内における営業所の所在地

上記の者を金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程の規定に基づく下水道排水設備工事業者に指定したことを証する。

年 月 日

金沢市公営企業管理者



金沢市下水道排水設備工事業者の指定等に関する規程

様式第1号（第4条、第6条関係）

（平16公営企規程19・令2公営企規程8・一部改正）

様式第2号（第5条、第10条関係）